

平成 29 年 4 月 10 日
近検協第 29-002 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 28 年度 3 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3 月度の受付台数は 16,908 台で本年度累計は 155,177 台となり、前年同月比 99.7%、前年度累計比は 99.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 平成 20 年国土交通省告示 283 号改正に伴う検査結果表の対応について

告示改正に伴う検査結果表の記載にあたり、1(6)電動機主回路用接触器の主接点の状況及びブレーキ用接触器の状況のフェールセーフ設計、交換基準について。1(14)ブレーキ制動時のプランジャーの状況について。の判定基準を【別紙 1】にて解説します。ご確認ください。

2. 平成 29 年度昇降機等検査員地域講習会について

昇降機等検査員地域講習会を下記日程で開催いたします。
受講申込み等詳細は【別紙 2】を参照してください。

開催日時	第 1 回：平成 29 年 6 月 14 日 (水)	13:30~16:30
	第 2 回：平成 29 年 6 月 15 日 (木)	13:30~16:30
開催場所	難波御堂筋ホール (大阪市中央区難波 4-2-1)	

3. 定期検査報告書 (第二面) 第 1 項記載について

新規報告の際には、定期検査報告書(第二面)第 1 項の記載は必須となっており、検査済証の写しの添付をお願いしていますが、既設物件の定期検査報告書(第二面)第 1 項が未記入の場合に、行政庁等で調査いただき記載報告を随時行なっていたいただいておりますが、その際に証明となるもの(検査済証の写しや行政発行の記載証明書の写しなど)を添付しご提出願います。

4. 協議会ホームページの帳票ダウンロードについて

協議会ホームページの帳票ダウンロードの検査結果表を 4 月 11 日 (火) に更新いたします。ご確認ください。

以上

電動機主回路接触器（ブレーキ用接触器）の接点の状況について

1. 主接点を目視により確認

- (1) 摩耗、変形が無く正常な場合は「適」を○で囲む。
- (2) 著しい摩耗、変形がある場合は「否」を○で囲む。
⇒著しい摩耗は「要是正」、変形は「要重点点検」となる。
- (3) 部品を分解しなければ目視で確認できない場合は「確認不可」を○で囲む。

2. フェールセーフ設計（該当する・該当しない）

- (1) 該当する、該当しないについては、製造者の情報により判断してください。あてはまる項目を○で囲んでください。
- (2) フェールセーフ設計が判断できない場合は、「該当しない」を○で囲んでください。

3. 交換基準

- (1) フェールセーフ設計に該当する場合で製造者が交換基準を示していない場合でも最終交換日は記入してください。

電動機主回路用接触器の主接点	
主接点を目視により確認	○適・否・確認不可
フェールセーフ設計 (○該当する・該当しない)	
交換基準	最終交換日
イ. 製造者が指定する交換基準 (○なし)	平成25年5月30日
ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する基準 ()	A

- (2) フェールセーフ設計に該当する場合で製造者が交換基準を示している場合は検査の対象となります。交換基準と最終交換日を記入し判定してください。

電動機主回路用接触器の主接点	
主接点を目視により確認	○適・否・確認不可
フェールセーフ設計 (○該当する・該当しない)	
交換基準	最終交換日
イ. 製造者が指定する交換基準 (○10年)	平成25年5月30日
ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する基準 ()	A 4年

- (3) フェールセーフ設計に該当しない場合「イ」を○で囲み左欄に製造者が示す交換基準を記入し、右欄に最終交換日を記入して判定してください。製造者が倒産等で製造者が示す交換基準を知り得ない場合など、検査者が設定する交換基準により判定した場合は「ロ」を○で囲み、左欄に交換基準、右欄に最終交換日を記入し判定してください。

- (4) 最終交換日を知り得ない場合は、設置日又は使用開始日を記入してください。

4. 製造者が指定する交換基準と検査結果の記入例

① 交換基準が作動回数の場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 (作動回数 100万回)	平成26年10月1日 A B 70万回	複数の接触器のうち、交換日が最も古い日付を記載
② 交換基準が接触器により異なる場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 (5年、10年)	平成27年4月1日 平成26年10月1日 上段：A、下段：B A 1年、B 2年	最終交換日に記載した接触器の名称
③ 交換基準が接点の状態確認の場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること)	平成27年4月1日 A A 著しい摩耗なし	接触器「B」の交換後の作動回数（経過年数）
④ 製造者が指定する交換基準がない場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 (なし)	平成27年4月1日 A	複数の接触器のうち、交換基準に最も早く到達する接触器の名称
⑤ カッコ内に書ききれない場合の例	イ. 製造者が指定する交換基準 (特記事項欄に記入)	平成27年4月1日 A 特記事項欄に記入	
	イ. 製造者が指定する交換基準 (別添)	平成27年4月1日 A 別添	

ブレーキのプランジャーストローク測定について

1. プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーター
 - ・製造者が「要改善ブレーキ」と指定している場合
 - ・製造者の倒産等により「要改善ブレーキ」かどうか分からない場合

2. 記載要領

- (1)製造者が「要改善ブレーキ」に指定していない場合。

「イ」を○で囲み、その他の項目は未記入。

プランジャーストローク		
イ. 構造上対象外		
ロ. 製造者が指定する		
要重点点検となる基準値	()	mm
要是正となる基準値	()	
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する		
要重点点検となる基準値	()	
要是正となる基準値	()	

基準値には単位を記入し、以下・以上・未満・超えるを記載してください

- (2)製造者が「要改善ブレーキ」に指定し、基準値が定められている場合。

「ロ」を○で囲み、製造者が指定する各基準値を記入し、測定値を記入する。

プランジャーストローク		
イ. 構造上対象外		
ロ. 製造者が指定する		
要重点点検となる基準値	(13.0mm未満)	15.2 mm
要是正となる基準値	(12.5mm未満)	
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する		
要重点点検となる基準値	()	
要是正となる基準値	()	

製造者が要重点点検の基準値を指定していない場合は、基準値欄は抹消線

- (3)製造者が倒産等により「要改善ブレーキ」に該当するか分からない場合は、プランジャーストロークの測定が必要で、基準値についても検査者で設定してください。

「ハ」を○で囲み、検査者が指定する各基準値及び測定値を記入する。

プランジャーストローク		
イ. 構造上対象外		
ロ. 製造者が指定する		
要重点点検となる基準値	()	7.3 mm
要是正となる基準値	()	
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する		
要重点点検となる基準値	(6.0mm以下)	
要是正となる基準値	(4.0mm以下)	

3. 「要改善ブレーキ」におけるプランジャーストロークの報告。

- (1)プランジャーストロークは3ヶ月に1回以上測定してください。

※この際、ブレーキスプリングのばね力が基準範囲内であることの確認を徹底してください。

- (2)測定結果は、「【様式 2】プランジャーストロークの測定報告書」に記入のうえ、定期検査報告書に添付してください。

重要

以上

平成29年 4月10日
近検協第29-003号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成29年度 昇降機等検査員地域講習会開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は昇降機等定期検査報告業務につきまして、格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度 昇降機等検査員地域講習会を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙とは存じますが、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

尚、前年度に検査員資格を取得された方には、是非ともご参加いただけるようご配慮賜わりますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 開催月日 第1回 平成29年 6月14日（水）13:30～16:30
第2回 平成29年 6月15日（木）13:30～16:30
2. 開催場所 難波御堂筋ホール 7階（大阪市中央区難波4-2-1）
3. 参加定員 各回 300名（申込み先着順）
4. 申込み方法 添付の受講申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。
(FAX:06-6228-0252)
5. 申込み締切 平成29年5月15日(月)
6. 参加料 無料

但し、申込みが定員になり次第締切らせていただきます。また、申込み状況によりご希望日の変更をお願いする場合がありますのでご了承願います。

尚、ご希望日通り受け付けた場合は返答致しませんので、当日受講して下さい。

以上

<添付資料>

受講申込書.....1枚

✍